

奈良市公報

号外第 13号

平成 17年 7月 21日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

監 査	
定期監査の監査結果	1
公 営 企 業	
奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定	2
奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程	2
奈良市水道局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程	4
奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程	8
奈良市水道局労働安全衛生委員会規程の一部を改正する規程	9
奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程	9
会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示	10
奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示	19
消 防	
奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令	19
奈良市消防文書規程の一部を改正する訓令	20
奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令	22
奈良市消防公印規程の一部を改正する訓令	22
奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令	24
教 育 委 員 会	
奈良市立小学校通学区域についての一部改正	25
奈良市立中学校通学区域についての一部改正	25
奈良市学校給食センター条例施行規則	25
奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	25
奈良市公民館分館規則の一部を改正する規則	26
奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則	27
奈良市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	29
奈良市文化財保存公開施設条例施行規則	29
奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	29
奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	31
奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	31
選 挙 管 理 委 員 会	
奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区	

の2分の1の数	32
選挙人名簿からの抹消	32
在外選挙人名簿からの抹消	32
奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程	32
奈良市の投票区についての一部改正	32
農 業 委 員 会	
臨時総会の招集	33
議 会	
奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の一部を改正する告示	33

監 査

奈良市監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 17年 3月 23日

奈良市監査委員	吉 田 肇
同	中 嶋 肇
同	土 田 敏 朗
同	吉 田 文 彦

1 監査対象

建設部	営繕課 住宅課 河川課 工事検査室
都市計画部	都市計画課 景観課 街路公園課
都市整備部	開発指導課 建築指導課
出納室	
監査委員事務局	監査課
議会事務局	庶務課
(水道局)	
業務部	企画課(情報管理室含む) 経理課
給水部	漏水対策課 工務課 東部管理課
浄水部	浄水課

2 監査期間

平成 17年 1月 11日 ~ 同年 3月 23日

3 監査方法

平成 16年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成 16年 11月末日現在(水道局については、同年 12月末日現在)の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支

出に係る委託料、工事請負費の事務処理を重点に、契約書、支出負担行為何書等の関係書類を監査した。委託料及び工事請負費の件数は、次表のとおりである。

部	課	委託料	工事請負費
建設部	営繕課	6	20
	住宅課	22	11
	河川課	12	11
	工事検査室	-	-
都市計画部	都市計画課	5	-
	景観課	2	-
	街路公園課	19	9
都市整備部	開発指導課	-	-
	建築指導課	3	-
出納室		-	-
監査委員事務局	監査課	-	-
議会事務局	庶務課	4	-
(水 道 局)			
業務部	企画課 (情報管理室含む)	3	-
	経理課	8	-
給水部	漏水対策課	2	15
	工務課	-	22
	東部管理課	5	16
浄水部	浄水課	14	5
合計		105	109

4 監査結果

監査の結果、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、特に付して記述すべき要望事項は、次のとおりである。

建設部

住宅課

住宅管理費使用料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 401,848,968円となっている。今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

(平成 17年 3月 23日 揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 11号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 3月 17日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
----	-------	-----	-----

ニシダ設備	西田 武彦	奈良県天理市長滝町 21番地	平成 17年 3月 3日
北翔建設	北川真太郎	奈良市阪原町 1016	平成 17年 3月 3日

(平成 17年 3月 17日 揭示済)

奈良市水道局管理規程第 3号

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17年 3月 28日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程
奈良市水道局組織規程(平成 14年奈良市水道局管理規程第 2号)の一部を次のように改正する。

第 2 節 給水部(第 8条 - 第 13条) 第 2
 目次中 第 3 節 浄水部(第 14条・第 15条)を 第 3
 第 4 節 その他(第 16条) 」

節 技術部(第 8条 - 第 15条) に改める。

節 その他(第 16条) 」

第 2条の見出し中「部」を「部、場」に改め、同条第 1項中「給水部」を「技術部」に改め、「浄水部」を削り、同条第 2項を次のように改める。

2 前項の業務部及び技術部に次の場、課、室、所及び係を設置する。

業務部

経営管理課 調査係 経営係 財政係

情報管理室

総務課 総務係 人事係 給与係

経理課 経理係 管財係 入札係

料金お客様課 庶務係 調定係 お客様係 収納係
計量係

西部営業所

技術部

配水課 庶務係 配水係 図面管理係 調整係
開発指導係

工事検査室 貯水槽水道係 工事検査係

給水課 庶務係 給水装置第一係 給水装置第二係
給水装置第三係

漏水対策課 庶務係 維持係 予防係

工務課 庶務係 設計積算係 工務第一係

工務第二係 工務第三係

東部管理課 庶務係 管理第一係 管理第二係

浄水場

浄水課 庶務係 管理第一係 管理第二係
管理第三係

水質管理課 水源保全係 水質検査係

第 3条を次のように改める。

(経営管理課の事務)

第 3 条 経営管理課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

調 査 係

- (1) 諸統計及び業務報告並びに水道法に定める情報提供に関すること。
- (2) 広報及び公聴に関すること。
- (3) 水道局ホームページの運用に関すること。
- (4) 報道機関その他関係機関への資料提供及び連絡調整に関すること。
- (5) 都市連合協議会に関すること。
- (6) 業務の改善に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。
- (8) 特命事項に関すること。

経 営 係

- (1) 基本計画の策定及び総合調整に関すること。
- (2) 防災計画及び災害対策計画に関すること。
- (3) 経営の分析並びに資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (4) 料金制度の調査、研究、企画及び立案に関すること。
- (5) 水利権及び水需給の総合調整に関すること。
- (6) 県営水道との調整に関すること。
- (7) 特命事項に関すること。

財 政 係

- (1) 予算編成事務の総括に関すること。
- (2) 予算執行、調整及び統制に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) 企業債に関すること。
- (5) 議会に提出する議案の資料作成に関すること。

2 情報管理室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 電子計算機の管理及び機種改善に関すること。
- (2) 電子計算機処理及び管理に関すること。
- (3) 電子計算機処理に係るデータの保護に関すること。
- (4) 電子計算組織運営委員会に関すること。
- (5) 電子計算機の操作研修及び情報化研修に関すること。
- (6) システム設計及びプログラミングに関すること。
- (7) 局内オンラインに関すること。
- (8) 行政情報化推進に関すること。
- (9) インターネット及び局内 LAN の活用に関すること。
- (10) ソフトウェアの管理に関すること。

第 4 条庶務係の部分中「庶務係」を「総務係」に改め、第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同部分に次の 1 号を加える。

- (8) 特命事項に関すること。

第 4 条人事係の部分中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 局の組織及び事務分掌に関すること。

第 4 条財政係の部分削る。

第 7 条の見出しを「料金お客様課の事務」に改め、同条第 1 項中「料金課」を「料金お客様課」に改め、同項料金係の部分中「料金係」を「お客様係」に改める。

第 3 章第 2 節の節名を次のように改める。

第 2 節 技術部

第 8 条第 1 項庶務係の部分中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 水道技術の継承研修に関すること。

第 8 条第 1 項積算システム係の部分削り、同項に次の開発指導係の部分を加える。

開発指導係

- (1) 開発行為の事前協議に関すること。
- (2) 開発行為の指導に関すること。

第 9 条庶務係の部分の第 1 号中「手数料及び給水装置工事の負担金」を「及び手数料」に改め、同条給水装置第二係の部分の第 1 号中「及び道路復旧の設計及び施行精算」を削る。

第 11 条庶務係の部分の次に次のように加える。

設計積算係

- (1) 水道施設の改良技術の調査及び研究に関すること。
- (2) 工事の設計に係る積算システムの管理及び改善に関すること。
- (3) 局設計単価の改定に関すること。
- (4) 局工事の共通仕様書に関すること。
- (5) 工事の設計に関すること。

第 11 条工務第一係の部分、工務第二係の部分及び工務第三係の部分中「設計及び」を削る。

第 12 条管理第二係の部分削る。

管理第二係

- (1) 東部地域の施設整備計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関すること。
- (2) 旧簡易水道事業の不用施設撤去計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関すること。
- (3) 東部地域等水道整備事業の設計図書等の整理及び保管に関すること。
- (4) 東部地域の配水管の改良工事の設計及び施行に関すること。
- (5) 東部地域の受託工事（給水装置工事及び修繕工事を除く。）及び移設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 奈良市簡易水道事業の公営企業法適用化に伴う受託に関すること。

第 12 条管理第三係の部分削る。

第 3 節 浄水部」を削る。

第 14 条の見出しを「浄水場浄水課の事務」に改め、同条中「浄水課」を「浄水場浄水課」に改め、同条庶務係の部分の第 1 号及び第 3 号中「部」を「浄水場」に改め、同条管理第二係の部分の第 1 号及び第 4 号中「緑ヶ丘浄水場」を「場」に改め、同部分に次の 1 号を加える。

- (5) 木津浄水場の施設の軽易な修繕等の施行に関すること。

第 14条須川ダム管理係の部分中「須川ダム管理係」を「管理第三係」に改め、同条木津浄水場管理係の部分を削る。

第 15条（見出しを含む。）中「水質管理課」を「浄水場水質管理課」に改める。

第 4節「その他」を「第 3節「その他」」に改める。

第 18条第 1項中「部長」を「部長、場に場長」に改める。

第 19条第 1項及び第 20条中「部長」を「部長、場長」に改める。

第 21条第 1項中「室長」を「室長（情報管理室長を除く。）」に改める。

第 22条第 1項中「部長」を「部長、場長」に改める。

第 23条中「、室」を削る。

附 則

この規程は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 3月 28日揭示済）

奈良市水道局管理規程第 4号

奈良市水道局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成 17年 3月 28日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程

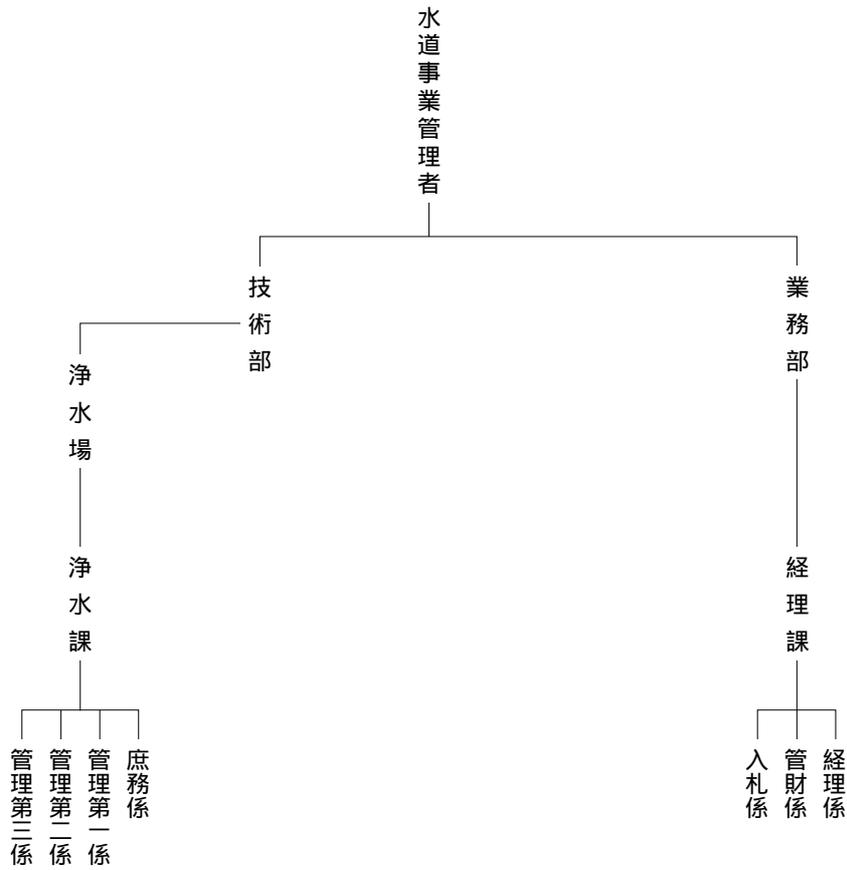
（奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程の一部改正）

第 1条 奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程（昭和 40年奈良市水道局管理規程第 9号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

奈良市水道局自家用電気工作物設置組織図



奈良市水道局自家用電気工作物施設名

- 奈良市水道局庁舎
- 帝塚山ポンプ所
- 長谷ポンプ所
- 沓掛ポンプ所
- 大慈仙ポンプ所
- 中ノ川ポンプ所
- 東市ポンプ所
- 南椿尾ポンプ所
- 中畑第 2 ポンプ所
- 中畑第 1 ポンプ所
- 興隆寺ポンプ所
- 高樋ポンプ所
- 登美ヶ丘ポンプ所
- 緑ヶ丘排水処理所
- 鳥見ポンプ所
- 須川ダム管理事務所
- 黒谷ポンプ所
- 宝来ポンプ所
- 緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。)
- 大洲ポンプ所
- 市坂中継ポンプ所
- 木津浄水場

別表第 2 (第 3 条関係)
業務分掌及び職務権限

施設 業務内容	木津 浄水場	市坂中継 ポンプ所	大 洲 ポンプ所	緑ヶ丘浄 水場(緑 ヶ丘ポン プ所を含 む。)	宝 来 ポンプ所	黒 谷 ポンプ所	須川ダム 管理事務 所	鳥 見 ポンプ所	緑ヶ丘排 水処理所
施設の運営管理 電気設備の保全 、指導監督	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者			
電気設備の運転 操作(監視、巡視 、日常点検) 運転操作基準の 設定 保全計画、総括 調査 定期点検、測定 記録 保全基準の設定 事 故 工事計画、設計 施行検収 備品、予備品の 管理 従業員の教育訓 練 非常災害対策	管理 第二係	管理 第一係	管理 第一係	管理 第二係 管理 第一係	管理 第一係	管理 第一係	管理 第三係 管理 第一係	管理 第一係	管理 第二係 管理 第一係

施設 業務内容	登美ヶ丘 ポンプ所	高 樋 ポンプ所	興 隆 寺 ポンプ所	中畑第 1 ポンプ所	中畑第 2 ポンプ所	南 椿 尾 ポンプ所	東 市 ポンプ所	中ノ川 ポンプ所	大 慈 仙 ポンプ所
施設の運営管理 電気設備の保全 、指導監督	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者	浄水課長 主 任 技 術 者
電気設備の運転 操作(監視、巡視 、日常点検) 運転操作基準の 設定 保全計画、総括 調査 定期点検、測定 記録 保全基準の設定 事 故 工事計画、設計 施行検収 備品、予備品の 管理 従業員の教育訓	管理 第一係	管理 第三係 管理 第一係	管理 第三係 管理 第一係	管理 第三係 管理 第一係	管理 第三係 管理 第一係	管理 第三係 管理 第一係	管理 第一係	管理 第三係 管理 第一係	管理 第三係 管理 第一係

練 非常災害対策										
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施 設 業務内容	沓 掛 ポンプ 所	長 谷 ポンプ 所	帝塚山 ポンプ 所	奈良市 水道局 庁舎
施設の運営管 理 電気設備の保 全、指導監督	浄 水 課 長 主 任 技術者	浄 水 課 長 主 任 技術者	浄 水 課 長 主 任 技術者	経 理 課 長 主 任 技術者
電気設備の運 転操作(監視、巡 視、日常点検) 運転操作基準 の設定 保全計画、総 括調査 定期点検、測 定記録 保全基準の設定 事 故 工事計画、設 計施行検収 備品、予備品 の管理 従業員の教育 訓練 非常災害対策	管 理 第三係	管 理 第三係	管 理 第一係	管財係

(奈良市水道局事務専決規程の一部改正)

第 2 条 奈良市水道局事務専決規程(昭和 41年奈良市水道局管理規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条部長共通の部分中「及びその工期の延長」を「、その工期の延長及び支出」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(浄水場長専決事項)

第 3 条の 2 浄水場長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

- (1) 予定価格 3,000万円未満の工事の施行の決定
- (2) 施行決定後の 1 件 1 億円未満の工事請負契約の締結、その工期の延長及び支出の決定
- (3) 1 件 1,000万円未満の委託料の支出負担行為及び支出の決定
- (4) 前 2 号以外の 1 件 500万円未満の支出負担行為及び支出の決定
- (5) 1 件 500万円未満の収入金の調定及び収入の決定
- (6) 1 件 500万円未満の固定資産の除却の決定
- (7) 課長の休暇、欠勤その他諸届書類の処理
- (8) 課長の時間外勤務及び休日勤務命令
- (9) 課長の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定

(10) 課長の宿泊を要しない出張命令

第 4 条料金課長の部分中「料金課長」を「料金お客様課長」に改め、同条給水課長の部分の第 5 号中「、手数料及び給水装置工事の負担金」を「及び手数料」に改める。

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第 3 条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和 42年奈良市水道局管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 9 級の項から 11 級の項までを次のように改める。

9 級	1 相当の経験を有する課長の職務
	2 相当の経験を有する主幹の職務
10 級	部長、次長、参事及び浄水場長の職務
11 級	1 相当の経験を有する部長の職務
	2 理事の職務

別表第 4 職の欄中「部長」を「部長及び理事」に、「次長及び参事」を「次長、参事及び浄水場長」に改める。

(奈良市水道事業公印規程の一部改正)

第 4 条 奈良市水道事業公印規程(昭和 55年奈良市水道局管理規程第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「部、課及び所印並びに部、課及び所長印」を「部、場、課及びかい印並びに部長、場長、課長及びかい長印」に改める。

第 3 条中「及び所」を「又はかい」に、「その責め」を「その責」に改める。

別表使用区分の欄中「料金課証明書」を「料金お客様課証明書」に改め、同表保管課等の欄中

「料金課」を「料金お客様課」に改め、同表中

「料金課用」を「料金お客様課用」に改める。

める。

(地方公営企業法第 13 条第 1 項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の一部改正)

第 5 条 地方公営企業法第 13 条第 1 項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程(昭和 56 年奈良市水道局管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

本則中「給水部長」を「技術部長」に、「浄水部長」を「業務部次長」に、「業務部次長」を「技術部次長」に、「給水部次長」を「技術部浄水場長」に改め、第 6 順位「水道局浄水部次長」を削る。

(奈良市水道局電子計算組織の管理運営に関する規程の一部改正)

第 6 条 奈良市水道局電子計算組織の管理運営に関する規程(昭和 60年奈良市水道局管理規程第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「企画課」を「経営管理課」に改める。
(奈良市水道局例規審査委員会規程の一部改正)

第 7 条 奈良市水道局例規審査委員会規程(昭和 60年奈良市水道局管理規程第 13号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「4 人」を「3 人」に改め、同条第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 技術部長

第 2 条第 3 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

(奈良市水道局局議規程の一部改正)

第 8 条 奈良市水道局局議規程(昭和 60年奈良市水道局管理規程第 18号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給水部長、浄水部長」を「技術部長」に改める。

(奈良市水道局業務改善委員会規程の一部改正)

第 9 条 奈良市水道局業務改善委員会規程(昭和 60年奈良市水道局管理規程第 19号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「給水部長」を「技術部長」に改める。

第 7 条中「企画課」を「経営管理課」に改める。

(奈良市水道局綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第 10 条 奈良市水道局綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市水道局管理規程第 12号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号を次のように改める。

(1) 技術部長

第 3 条第 3 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を削る。

(奈良市水道局文書取扱規程の一部改正)

第 1 条 奈良市水道局文書取扱規程(平成 2 年奈良市水道局管理規程第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「部長」を「部長、浄水場長」に改める。

第 25 条第 2 号中「部長名」を「部長名、浄水場長名」に改める。

別記第 5 号様式の(表)中「非開示」を「不開示」に、「部長」を「部長・場長」に、「参事・次長・部長」を「参事・場長・次長・部長」に改める。

(奈良市水道局開発行為等給水審査委員会規程の一部改正)

第 12 条 奈良市水道局開発行為等給水審査委員会規程(平成 3 年奈良市水道局管理規程第 10号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 1 号を次のように改める。

(1) 技術部長

第 4 条第 3 項中第 2 号から第 4 号までを削り、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号から第 8 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第 8 条中「業務部企画課」を「技術部配水課」に改める。

(奈良市水道水利使用管理規程の一部改正)

第 13 条 奈良市水道水利使用管理規程(平成 6 年奈良市水道局管理規程第 13号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「浄水部」を「技術部浄水場」に改める。

(奈良市水道局浄水部水質管理課放射線障害予防規程の一部改正)

第 14 条 奈良市水道局浄水部水質管理課放射線障害予防規程(平成 8 年奈良市水道局管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市水道局技術部浄水場水質管理課放射線障害予防規程

第 1 条中「浄水部」を「技術部浄水場」に改める。

(奈良市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第 15 条 奈良市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程(平成 10 年奈良市水道局管理規程第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「給水部長、浄水部長」を「技術部長」に、「料金課長」を「料金お客様課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(奈良市水道局文書取扱規程の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正前の奈良市水道局文書取扱規程により定められていた別記第 5 号様式による用紙は、同条の規定による改正後の奈良市水道局文書取扱規程により定める別記第 5 号様式にかかわらず、当分の間所要の調整をして使用することができる。

(平成 17 年 3 月 28 日 掲 示 済)

奈良市水道局管理規程第 5 号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17 年 3 月 28 日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市水道局職員就業規則(昭和 33 年奈良市水道局管理規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 53 条の 2 中「おく」を「置く」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 安全管理者及び衛生管理者がやむを得ない理由によって職務を行うことができないときは、代理者を置く。

第 53 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(安全衛生推進者)

第 53 条の 3 職員の安全及び衛生水準の向上を図るため、管理者が定める事業場に安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、当該事業場の長をもつてこれに充

め、たな卸資産取扱員を置く。
 2 量水器のたな卸資産取扱員は料金お客様課長が、薬品のたな卸資産取扱員は浄水課長が、それぞれ当該所属職員の中から指名する者をもつて充てる。

(たな卸資産の貯蔵)

第 7 条 料金お客様課長及び浄水課長(この章において「所属長」という。)は、常に業務の執行上必要な量のたな卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

第 2 節 出納及び実地たな卸

(購入)

第 7 8 条 所属長は、たな卸資産を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によつて管理者の決裁を受けなければならない。ただし、管理者は、その予定価格により奈良市水道局事務専決規程(昭和 41 年奈良市水道局管理規程第 2 号)に定める支出負担行為の決定の額に準じて専決させることができる。

- (1) 購入しようとするたな卸資産の品目及び数量
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 契約の方法
- (5) その他必要と認められる事項

(受入価額)

第 7 9 条 たな卸資産の受入価額は、購入に要した価額とする。

(検収及び受入れ)

第 8 0 条 たな卸資産取扱員は、たな卸資産が納入されたときは、当該たな卸資産を検収しなければならない。

2 たな卸資産取扱員は、検収が完了したときは、入庫明細書によつて当該たな卸資産の入庫状況を所属長に報告しなければならない。

(貯蔵品の範囲)

第 8 1 条 この規程において「貯蔵品」とは、前条に定める検収が完了したたな卸資産をいう。

(払出価額)

第 8 2 条 貯蔵品の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(払出し)

第 8 3 条 たな卸資産取扱員は、貯蔵品を使用しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した出庫明細書によつて当該使用しようとする貯蔵品の払出しについて所属長の承認を受けなければならない。

- (1) 払出しをしようとする貯蔵品の品目及び数量
- (2) 払出価額
- (3) 予算科目
- (4) その他必要と認められる事項

(貯蔵品入出庫整理簿)

第 8 4 条 たな卸資産取扱員は、貯蔵品現在高を明らかにするため、量水器については口径毎に、薬品については薬品名毎に貯蔵品入出庫整理簿を備え、これに入庫及び出庫の単価、数量及び金額を記載しなければならない。

2 たな卸資産取扱員は、前項に定める貯蔵品入出庫整理簿の残高を総勘定元帳と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

(不用品の処分)

第 8 5 条 たな卸資産取扱員は、貯蔵品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなつたものを不用品として整理し、所属長は、当該不用品を売却しなければならない。ただし、所属長は、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不適当と認められるものについては、これを廃棄することができる。

(実地たな卸)

第 8 6 条 たな卸資産取扱員は、毎事業年度末実地たな卸を行い、その結果に基づいてたな卸明細表を作成しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、たな卸資産取扱員は、たな卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時実地たな卸を行わなければならない。この場合においても、たな卸資産取扱員は、その結果に基づいてたな卸明細表を作成しなければならない。

3 前 2 項の規定により実地たな卸を行う場合は、所属長は、たな卸資産取扱員以外の職員を立ち合わせなければならない。

4 所属長は、実地たな卸を行つた結果を、たな卸明細表を添えて、管理者に報告しなければならない。

第 8 7 条 から 第 9 3 条 まで 削除

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 28 日 掲 示 済)

奈良市水道局告示第 12 号

会計帳簿の様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17 年 3 月 28 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示

会計帳簿等の様式に関する規程(昭和 44 年奈良市水道局告示第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「立替払明細書(第 65 条)	別記第 44 号様式	」を
「立替払明細書(第 65 条)	別記第 44 号様式	
入庫明細書(第 80 条)	別記第 45 号様式	」に
出庫明細書(第 83 条)	別記第 46 号様式	
貯蔵品入出庫整理簿(第 84 条)	別記第 47 号様式	」
たな卸明細表(第 86 条)	別記第 48 号様式	

改める。

別記第 45 号様式から第 54 号様式までを次のように改める。

第 45号様式 (第 80条関係)

その 1

入 庫 明 細 書 (量水器)

No. _____

入庫日 年 月 日

購入先 _____

検収	係長	補佐	主幹	課長	決
					裁

(税抜き)

口 径	入庫数	単 価	金 額	番 号
13	個	円	円	
20				
25				
40				
50				
75				
100				
150				
200				
計				

入 庫 明 細 書 (薬品)

No. _____

入庫日 年 月 日

購入先 _____

係員	係長	補佐	主幹	課長	決
					裁

(税抜き)

薬品名	数量	単価	金額	備考
	kg	円/kg	円	

第 46 号 様 式 (第 83 条 関 係)

そ の 1

出 庫 明 細 書 (量 水 器)

No. _____

出 庫 日 年 月 日

予 算 科 目
(款) _____ (項) _____

(目) _____ (節) _____

係員	係長	補佐	主幹	課長	決 裁

(税 抜 き)

口 径	出 庫 数	単 価	払 出 価 格	番 号
13	個	円	円	
20				
25				
40				
50				
75				
100				
150				
200				
計				

出 庫 明 細 書 (薬品)

No. _____

出庫日 年 月 日 ~ 年 月 日

予算科目 _____
(款) (項)

(目) (節) _____

係員	係長	補佐	主幹	課長	決
					裁

(税抜き)

薬品名	数量	単価	払出価格	備考
	kg	円/kg	円	

貯蔵品入出庫整理簿(量水器)

年 月 日 現在

第4号様式(第8条関係)

その1

(税抜き)

口径	入 庫			出 庫			在 庫		
	数量 個	単価 円	金額 円	数量 個	単価 円	金額 円	数量 個	単価 円	金額 円
13									
20									
25									
40									
50									
75									
100									
150									
200									

たな卸明細表(量水器)

年 月 日 現在

第48号様式(第86条関係)
その1

(税抜き)

口径	帳簿残高		実地たな卸		増減	
	数量 個	単価 円	金額 円	数量 個	単価 円	金額 円
13						
20						
25						
40						
50						
75						
100						
150						
200						

第 49号様式から第 54号様式まで 削除
附 則
この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 28日揭示済)

奈良市水道局告示第 13号
奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び
領収書の一部を改正する告示を次のように定める。
平成 17年 3月 28日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書
及び領収書の一部を改正する告示

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び
領収書(昭和 55年奈良市水道局告示第 9号)の一部を次
のように改正する。

別記第 7号様式中

「 料金課 T E L 34- 5200 料金お客様
使用者番号をお知らせください。 」を 使用者番号を
T E L 34- 5200 に改める。
お知らせください。」

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正前の奈良市水道局において発行す
る納付書、納入通知書及び領収書に定められた様式によ
る用紙は、この告示による改正後の奈良市水道局におい
て発行する納付書、納入通知書及び領収書に定める様式
にかかわらず、当分の間、所要な調整をして使用すること
ができる。

(平成 17年 3月 28日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第 2号

全 職 員

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令
を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する
訓令

奈良市消防署の組織に関する規程(昭和 58年奈良市消
防長訓令甲第 2号)の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項の警防第一係及び警防第二係の部分中第 9
号を第 10号とし、第 6号から第 8号までを 1号ずつ繰り
下げ、第 5号の次に次の 1号を加える。

(6) 所轄に係る消防団の連絡及び協力等に関すること。

第 6条第 2項中第 11号を第 12号とし、第 8号から第 10
号までを 1号ずつ繰り下げ、第 7号の次に次の 1号を加え

る。

(8) 所轄に係る消防団の連絡及び協力等に関すること。

第 7条第 2項中第 9号を第 10号とし、第 6号から第 8
号までを 1号ずつ繰り下げ、第 5号の次に次の 1号を加え
る。

(6) 所轄に係る消防団の連絡及び協力等に関すること。

別表奈良市東消防署南部分署の項中 奈良市東消防署南
部分署」を 奈良市中央消防署南部分署」に改め、同項の
前に次のように加える。

奈良市中 央消防署 佐保分署	奈良市法 蓮町 926 番地の 4	油留木町、押上町、南半田東町、 北半田東町、川久保町、今小 路町、中御門町、東笹鉾町、東 包永町、手貝町、雑司町、川上 町、北御門町、今在家町、東之 阪町、興善院町、般若寺町、奈 良阪町の一部、青山一丁目、青 山二丁目、青山三丁目、青山四 丁目、青山五丁目、青山六丁目 、青山七丁目、青山八丁目、青 山九丁目、春日野町、水門町、 西御門町の一部、高天町の一部 、登大路町の一部、南半田中町 、南半田西町、北半田西町、半 田突抜町、半田横町、北半田中 町、半田開町、押小路町、東向 北町、花芝町、宿院町、坊屋敷 町、大豆山町、大豆山突抜町、 中筋町、鍋屋町、高天市町、内 侍原町、菖蒲池町、阪新屋町、 奥芝町、芝辻町、後藤町、北魚 屋東町、北魚屋西町、北袋町、 北川端町、西笹鉾町、西包永町 、多門町、北小路町、東新在家 町、西新在家町、西新在家号所 町、北市町、船橋町、畑中町、 法蓮町、南法蓮町、法華寺町、 油阪町の一部、芝辻町一丁目、 芝辻町二丁目、芝辻町三丁目、 芝辻町四丁目、北新町、佐紀町 の一部
----------------------	-------------------------	---

別表奈良市東消防署東部分署の項を削り、同表奈良市中
消防署西大寺分署の項中 奈良市中消防署西大寺分署」を
奈良市南消防署西大寺分署」に、狎熊町の一部、中山町、
山陵町、秋篠町」を「山陵町の一部」に改め、「歌姫町
の一部」を削り、同表奈良市北消防署佐保分署の項を削り、
同表に次のように加える。

奈良市東 消防署東 部分署	奈良市大 柳 生 町 123番地	横田町、茗荷町、矢田原町、長 谷町、杣ノ川町、南田原町、中 之庄町、中貫町、大野町、日笠
---------------------	------------------------	--

		町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生琉里町、法用町、東鳴川町、中ノ川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町
奈良市東消防署月ヶ瀬分署	奈良市月ヶ瀬尾山3395番地の2	月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬高、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野

附 則

この訓令は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 31日 揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 3号

全 職 員

奈良市消防文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市消防文書規程の一部を改正する訓令

奈良市消防文書規程(昭和 42年奈良市消防長訓令甲第 5号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「意義」を「定義」に改め、同条中第 9 号を第 14号とし、同条第 8 号中「課及び署」を「主管課」に改め、同号を同条第 13号とし、同条中第 5 号から第 7 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 4 号中「課及び署」を「主管課」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 3 号中「課及び署」を「主管課」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 2 号を第 7 号とし、第 1 号を第 6 号とし、同号の前に次の 5 号を加える。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12年法律第 102号)第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (2) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワーク(LGWAN)の電子文書交換システムにより、電子署名が付与され、交換される文書をいう。
- (3) 電子メール文書 インターネット、総合行政ネットワーク(LGWAN)及び庁内LANを利用して送受信される文書(総合行政ネットワーク文書を除く。)をいう。
- (4) 主管課 課及び署をいう。
- (5) 主管課長 主管課の長をいう。

第 4 条第 1 項中「課及び署」を「主管課」に改め、同条

第 2 項中「当該主管の課及び署の長(以下「主管課長」という。)」を「当該主管課長」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項中「課及び署」を「主管課」に改める。

第 5 条中「警防課」を「職員課、警防課」に、「第 5 号、第 7 号」を「第 7 号」に改める。

第 7 条第 1 項第 3 号中「課及び署」を「主管課」に改め、同項第 6 号中「課及び署、又は職員に対し示達するもの」を「団体又は個人に対して、その特定の行為又は不行為について令達するもの」に改め、同条第 2 項第 1 号中「所属職員に対し、示達するもの」を「団体又は個人に対して、その特定の行為又は不行為について令達するもの」に改め、同項第 2 号中「所属職員の願に対し、指示するもの」を「願及び届又は特定の事案につき指示命令するもの」に改める。

第 8 条の見出しを【部外文書及び物品の收受及び配布】に改め、同条中「及び物品は、すべて文書統轄係において收受し、次の」を【総合行政ネットワーク文書及び電子メール文書を除く。】及び物品は、文書統轄係において次の」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

- (1) 機密に属すると認められる文書、親展文書及び私信以外の文書(以下「普通文書」という。)は、封皮に受付印(別記第 10号様式)を押し開封しないで、速やかに主管課に配布すること。ただし、開封を必要とするものについては、開封の上、その封筒を添付して配布すること。

第 8 条第 2 号中「その封皮」を「開封しないでその封皮」に、「配する」を「配布する」に改め、同条第 4 号中「または」を「又は」に、「局長」を「消防局長(以下「局長」という。)」に改め、同条第 5 号中「課及び署」及び「課又は署」を「主管課」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 2 前項第 1 号の規定により普通文書の配布を受けたときは、その受領者は、直ちに開封し、余白に受付印(別記第 10号様式)を押すとともに、收受番号を付し、文書收受簿に所要事項を記載し、受領印を押さなければならない。ただし、軽易なもの又は常例のあるものは、当該手続を省略することができる。
- 3 收受の際普通文書として取り扱わなかつた文書であっても、配布後普通文書として取り扱うことになったときは、前項に規定する手続をしなければならない。
- 4 第 1 項第 3 号により收受された文書及び物品の配布を受けたときは、その受領者は、当該帳簿に受領印を押さなければならない。

第 10 条中「収受」を「受け取り、速やかに文書統轄係に回付」に改める。

第 10 条の 2 の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「課及び署」を「主管課」に改め、同条の次に次の 3 条を加える。

(主管課が直接受けた文書等の取扱い)

第 10 条の 3 文書統轄係以外の主管課が直接受けた文書等は、主管課に配布された文書とみなし、第 8 条第 2 項の規定の例により処理するものとする。

(総合行政ネットワーク文書の受領等)

第 10条の 4 主管課において受信した総合行政ネットワーク文書は、当該文書の内容を速やかに用紙に出力するものとする。

2 主管に属しないと認める総合行政ネットワーク文書を受信したときは、主管課名を明示して、送信者に返信するものとする。

3 用紙に出力された総合行政ネットワーク文書は、主管課に配布された文書とみなし、第 8 条第 2 項の規定の例により処理するものとする。この場合において、文書收受簿の件名欄に「L G W A N 文書」と付記するものとする。

(電子メール文書の受領等)

第 10条の 5 主管課において受信した電子メール文書は、当該文書の内容を速やかに用紙に出力するものとする。

2 主管に属しないと認める電子メール文書を受信したときは、主管課に転送するものとする。

3 用紙に出力された電子メール文書は、主管課に配布された文書とみなし、第 8 条第 2 項の規定の例により処理するものとする。この場合において、文書收受簿の件名欄に「電子メール文書」と付記するものとする。

第 11条中〔別記第 10号様式〕を削る。

第 13条の次に次の 1 条を加える。

(特殊取扱いの回議書)

第 13条の 2 起案又は回議の文書(以下「回議書」という。)で、施行に特別の取扱いを要するものは、「至急」、「秘密」、「観展」その他の事項を、起案用紙を用いる場合はその所定欄に、起案用紙を用いない場合は当該回議書の上部余白に、それぞれ朱書きで表示するものとする。

2 「至急」の表示のある回議書については、その閱了及び回付を特に速やかにしなければならない。

3 「秘密」の表示をした回議書又は機密に属する回議書は、書類入れ等に納め、他見に触れないようにしなければならない。

4 総合行政ネットワーク文書の回議書で、施行を要するものは、当該回議書の上部左側余白に、朱書きで「L G W A N 文書施行」と表示するものとする。

5 電子メール文書の回議書で、施行を要するものは、当該回議書の上部左側余白に、朱書きで「電子メール文書施行」と表示するものとする。

第 19条及び第 20条を次のように改める。

(施行する文書の記号及び番号)

第 19条 施行する文書(第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号並びに第 2 項第 3 号に規定する文書並びに軽易な文書を除く。)は、当該文書主管係において次の各号により処理しなければならない。

(1) 文書主管係において次に定める記号及び番号並びに発行年月日を記入し、文書発送簿に記載すること。この場合において、発送簿の件名欄に総合行政ネットワーク文書については「L G W A N 文書」、電子メール文書については「電子メール文書」と付記するものとする。

る。

ア 総務課 奈消局総第 号

イ 職員課 奈消局職第 号

ウ 警防課 奈消局警第 号

エ 救急救助課 奈消局救第 号

オ 予防課 奈消局予第 号

カ 指令課 奈消局指第 号

キ 中央消防署 奈消中央第 号

ク 南消防署 奈消南第 号

ケ 西消防署 奈消西第 号

コ 北消防署 奈消北第 号

サ 東消防署 奈消東第 号

(2) 指令にあつては、前号に定める記号及び番号の左に「奈良市消防指令」を付すること。

(3) 達にあつては、第 1 号に定める記号及び番号の左に「奈良市消防達」を付すること。

(文書の発信者及びあて名)

第 20条 施行する文書は、局長名又は消防長名をもつてしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、それぞれに定める発信者名を用いることができる。

(1) 軽易な事項にあつては、消防局名又は部及び主管課名

(2) 部内文書にあつては、重要事件を除き、部長又は主管課長名

(3) 部外からの主管課長あて照会その他に対する回答文書で、その内容が当該主管課長限りで処理できるものにあつては、主管課長名

2 あて先名は、発信者に対応するように、職名のみを用いるときは職名を、職氏名を用いるときは職氏名を記載するものとする。

第 4 章中第 20条の次に次の 2 条を加える。

(電子署名)

第 20条の 2 施行する総合行政ネットワーク文書には、電子署名を付与しなければならない。

2 前項に規定する文書で、局長の電子署名を必要とする場合は、原議を総務課長に示し、その承認を得なければならない。

(文書発送等の手続)

第 20条の 3 発送を要する文書は、当該文書主管係において次の各号により処理しなければならない。

(1) 発送文書のうち使送するものは、文書送達簿に記載し、届出先の受領印を受けなければならない。ただし、定例又は軽易なものは、文書送達簿の記載を省略することができる。

(2) 発送する文書のうち郵送するものは、郵送簿に所要事項を記載の上、発送するものとする。

(3) 照会、回答、通知等の文書で緊急に処理を要するもの(秘密に属するものを除く。)は、ファクシミリを利用して送信することができる。

(4) 総合行政ネットワーク文書及び電子メール文書は、

主管課において発信するものとする。

- (5) 発送又は発信の手續を終わったものには、主管課において原議に発送・発信年月日を記載するとともに、完結又は未結の表示をしなければならない。

第 26条第 3 項中 「戩断または焼却する等」を 「戩断し、又は焼却する等」に改める。

第 10号様式中

8 東消防署用



9 中消防署用



11 北消防署用



8 中央消防署用



9 南消防署用



11 北消防署用



12 東消防署用



附 則

この訓令は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 4 号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和 58年奈良市消防長訓令甲第 23号）の一部を次のように改正する。

本則第 3 号中 「14人」を 「16人」に改め、第 4 号中 「34人」を 「32人」に改め、第 5 号中 「103人」を 「113人」に

改め、第 6 号中 「132人」を 「136人」に改め、第 8 号中 「62人」を 「88人」に改める。

附 則

この訓令は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 5 号

全 職 員

奈良市消防公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市消防公印規程の一部を改正する訓令

奈良市消防公印規程（昭和 58年奈良市消防長訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「奈良市東消防署印」を 「奈良市

中央消防署印」に、「奈良市東消防署長印」

を 「奈良市中央消防署長印」に、「東消防署

を 「中央消防署」に、「奈良市中消防署印」

を 「奈良市南消防署印」に、「奈良市中消

防署長印」を 「奈良市南消防署長印」に、

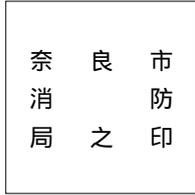
「中消防署」を 「南消防署」に改め、同表奈良市

北消防署長印の項の次に次のように加える。

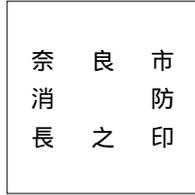
奈良市東消防署印	一般文書用	れい書	方 25	1	東消防署
奈良市東消防署長印	一般文書用	れい書	方 20	1	
奈良市東消防署長印	賞 状 用	てん書	方 30	1	

別表第 2 を次のように改める。
別表第 2 (第 2 条の 2 関係)

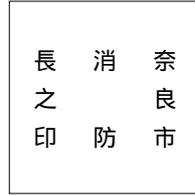
奈良市消防局印



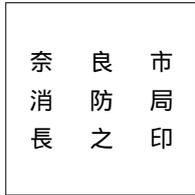
奈良市消防長印



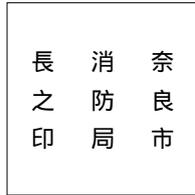
奈良市消防長印
(賞 状 用)



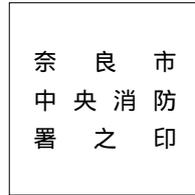
奈良市消防局長印



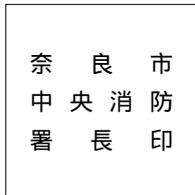
奈良市消防局長印
(賞 状 用)



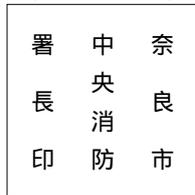
奈良市中央消防署印



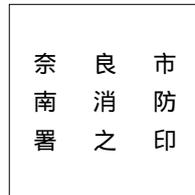
奈良市中央消防署長印



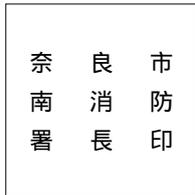
奈良市中央消防署長印
(賞 状 用)



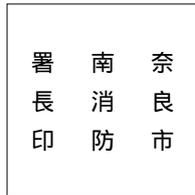
奈良市南消防署印



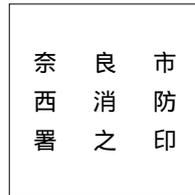
奈良市南消防署長印



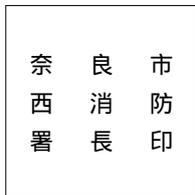
奈良市南消防署長印
(賞 状 用)



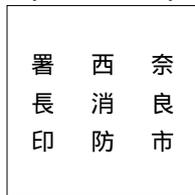
奈良市西消防署印



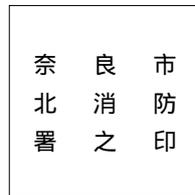
奈良市西消防署長印



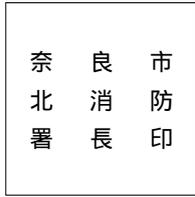
奈良市西消防署長印
(賞 状 用)



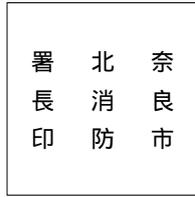
奈良市北消防署印



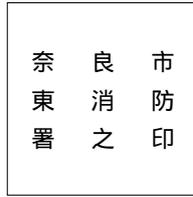
奈良市北消防署長印



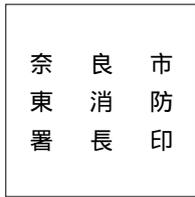
奈良市北消防署長印
(賞状用)



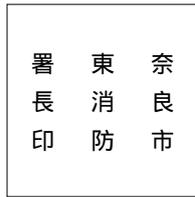
奈良市東消防署印



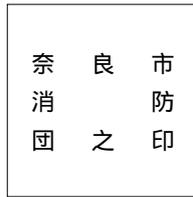
奈良市東消防署長印



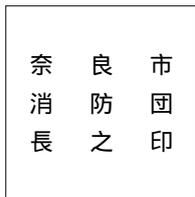
奈良市東消防署長印
(賞状用)



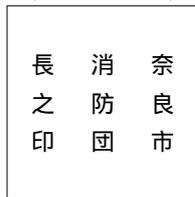
奈良市消防団印



奈良市消防団長印



奈良市消防団長印
(賞状用)



附 則

この訓令は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市消防局長訓令第 6 号

全 職 員

奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令

奈良市警防活動規程(昭和 58年奈良市消防長訓令第 15号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「東消防署及び中消防署」を「南消防署」に改める。

別表第 1 東部地域の項を次のように改める。

東部地域	横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、杣ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、杳掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町、柳生下町、興ヶ原町、
------	--

邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生琉里町、法用町、東鳴川町、中ノ川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、荻町、都祁馬場町

別表第 2 備考中「東消防署及び中消防署」を「南消防署」に改める。

消防第 1 班 東消防署 長	消防第 1 班 中央消防署 長 消防第 2 班
-------------------	-------------------------------

別表第 8 中

2 班
中消防署
長
消防第
3 班
西消防署
長
消防第
4 班
北消防署
長

を

南消防署
長
消防第
3 班
西消防署
長
消防第
4 班
北消防署
長
消防第
5 班
東消防署
長

に改める。

附 則

この訓令は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 31日 揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 6 号

奈良市立小学校通学区域について(平成 8年奈良市教育委員会告示第 4 号)の一部を次のように改正する。

平成 17年 3月 28日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

左京小学校通学区域の次に次のように加える。

月ヶ瀬小学校通学区域

月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬高、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野

並松小学校通学区域

都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町

都祁小学校通学区域

都祁白石町、針町

吐山小学校通学区域

都祁吐山町、都祁こぶしが丘

六郷小学校通学区域

針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 28日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 7 号

奈良市立中学校通学区域について(平成 8年奈良市教育委員会告示第 5 号)の一部を次のように改正する。

平成 17年 3月 28日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

平城東中学校通学区域の次に次のとおり加える。

月ヶ瀬中学校通学区域

月ヶ瀬小学校通学区域

都祁中学校通学区域

並松小学校通学区域、都祁小学校通学区域、吐山小学校通学区域、六郷小学校通学区域

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 28日 揭示済)

奈良市学校給食センター条例施行規則をここに公布する。
平成 17年 3月 30日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 1 号

奈良市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市学校給食センター条例(平成 17年奈良市条例第 61号。以下「条例」という。)の施行並びに奈良市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学校)

第 2 条 給食センターによる学校給食(以下「学校給食」という。)を実施する学校(以下「対象学校」という。)は、次のとおりとする。

名 称	対 象 学 校
奈良市月ヶ瀬学校給食センター	月ヶ瀬小学校 月ヶ瀬中学校
奈良市都祁学校給食センター	並松小学校 都祁小学校 吐山小学校 六郷小学校 都祁中学校

(業務)

第 3 条 給食センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の献立及び調理供給に関すること。
- (2) 学校給食の給食用物資の調達に関すること。
- (3) 給食センターの衛生管理に関すること。
- (4) 対象校への給食の搬送及び回送に関すること。
- (5) その他給食センターの運営に関すること。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 2 号

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市公民館条例施行規則（昭和 39年奈良市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中 奈良市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）は、当該公民館事業の」を「奈良市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）は、当該生涯学習センター事業及び生涯学習推進の拠点としての事業を実施する」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 奈良市立中部公民館（以下「中部公民館」という。）及び奈良市立西部公民館（以下「西部公民館」という。）は、当該公民館事業を実施するほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める公民館相互の連絡調整を行うものとする。

(1) 中部公民館

奈良市立南部公民館、奈良市立三笠公民館、奈良市立田原公民館、奈良市立柳生公民館、奈良市立若草公民館、奈良市立興東公民館、奈良市立春日公民館、奈良市立飛鳥公民館、奈良市立都跡公民館、奈良市立月ヶ瀬公民館及び奈良市立都祁公民館

(2) 西部公民館

奈良市立富雄公民館、奈良市立登美ヶ丘公民館、奈良市立二名公民館、奈良市立京西公民館、奈良市立平城西公民館、奈良市立伏見公民館、奈良市立富雄南公民館、奈良市立平城公民館、奈良市立登美ヶ丘南公民館及び奈良市立平城東公民館

第 5 条第 1 項中「中央公民館」を「生涯学習センター」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 中部公民館及び西部公民館の館長は、生涯学習センターの館長の命を受け、第 2 条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、同号に定める公民館を統轄するとともに、それぞれ中部公民館又は西部公民館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 生涯学習センター、中部公民館又は西部公民館以外の公民館の館長は、生涯学習センターの館長及び前項の規定により当該公民館を統轄する公民館の館長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第 6 条第 1 項中「中央公民館」を「生涯学習センター」に改め、同条第 3 項中「中央公民館及び生涯学習センター」を「生涯学習センター、中部公民館及び西部公民館」に改め、同条第 4 項中「代行」を「代理」に改め、同条第 5 項中「公民館」を「生涯学習センター、中部公民館及び西部公民館」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 公民館に必要があるときは、主任を置く。

第 11 条第 1 項中「許可を」を「承認を」に、「使用許可申請書」を「使用承認申請書」に改め、同条第 2 項中「許可したとき」を「承認したとき」に、「使用許可書」を「使用承認書」に改める。

第 12 条の見出しを【「変更又は取消しの手続」】に改め、

同条第 1 項中「許可を」を「承認を」に、「使用許可」を「使用承認」に改め、同条第 2 項中「許可したとき」を「承認したとき」に、「使用変更許可書」を「使用変更承認書」に改め、同条第 3 項中「許可」を「承認」に改める。
第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とする。

別記第 1 号様式中「許可第 号」を「承認第 号」に、

「 許 可 」
奈良市 使用 申請書 を 奈良市 使
変更 「

承認 「奈良市教育委員会
用 申請書 に、 を
変更 」 教育長 様 」

「（あて先）奈良市教育委員会教育長」に、「許可して」を「承認して」に改める。

別記第 2 号様式（表）中「許可第 号」を「承認第 号」に、 奈良市 使用 書 を 奈良市
変更許可 」

承認
使用 書 に、「許可します」を「承認します」
変更承認 」

に、「使用許可」を「使用承認」に改め、同様式（裏）中「使用許可時間中」を「使用承認時間中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

（平成 17年 3月 30日揭示済）

奈良市公民館分館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 3 号

奈良市公民館分館規則の一部を改正する規則

奈良市公民館分館規則（昭和 26年奈良市教育委員会規則第 38号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

都祁公民館並松分館	奈良市蘭生町 1,89番地
都祁公民館都祁分館	奈良市都祁白石町 97番地
都祁公民館吐山分館	奈良市都祁吐山町 3,930番地
都祁公民館六郷分館	奈良市針ヶ別所町 82番地

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 3月 30日揭示済）

奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 4 号

奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則

奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則（平成 10年奈良市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削る。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 4 条関係)

奈良市視聴覚教材・機材貸出申請書

No. _____

番 号	視 聴 覚 教 材	視 聴 覚 機 材

貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで (午前中に返却)

上記視聴覚教材及び視聴覚機材の貸出しを申請します。

年 月 日

(あて先) 奈良市教育委員会

申請者 住 所
 団体名
 氏 名

(電話番号 -)

確 認 印	
-------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第 5号

奈良市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市文化財保護条例施行規則(昭和 53年奈良市教育委員会規則第 5号)の一部を次のように改正する。

第 4条を次のように改める。

(所有者等の届出)

第 4条 条例第 10条の規定による届出は、奈良市指定文化財滅失(き損、亡失、盗難)届(別記第 5号様式)、奈良市指定文化財所有者等変更届(別記第 6号様式)又は奈良市指定文化財所在場所変更届(別記第 7号様式)に奈良市指定文化財指定書を添えて行わなければならない。

第 5条第 1項中【別記第 9号様式】を「(別記第 8号様式)」に改め、同条第 2項中【別記第 10号様式】を【別記第 9号様式】に改める。

第 6条中【別記第 11号様式・第 12号様式】を【別記第 10号様式・第 11号様式】に改める。

附則を附則第 1項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の見出し及び 3項を加える。

(月ヶ瀬村指定文化財についての届出等の手続)

- 2 条例附則第 3項において準用する条例第 10条の規定による届出は、第 4条の規定の例により行わなければならない。
- 3 条例附則第 3項において準用する条例第 11条の規定による許可を受けようとする者は、第 5条第 1項の規定の例により教育委員会に申請しなければならない。
- 4 前項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る行為を終了したときは、速やかに第 5条第 2項の規定の例により教育委員会に届け出なければならない。
附則に次の 1項を加える。

(都祁村指定文化財についての届出の手続)

- 5 条例附則第 4項において準用する条例第 10条の規定による届出は、第 4条の規定の例により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市文化財保存公開施設条例施行規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第 6号

奈良市文化財保存公開施設条例施行規則

(趣旨)

第 1条 この規則は、奈良市文化財保存公開施設条例(平成 17年奈良市条例第 64号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(資料の利用等)

第 2条 保存公開施設が保存している民俗文化財及び歴史資料(以下「資料」という。)を利用し、又はその貸出しを受けようとする者は、教育委員会に申請してその承認を受けなければならない。

(資料の寄贈又は寄託)

第 3条 保存公開施設に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、教育委員会に申し込まなければならない。

(職員)

第 4条 史料保存館の館長は、上司の命を受けて史料保存館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 史料保存館のその他の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

(補則)

第 5条 この規則に定めるもののほか、保存公開施設の管理について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第 7号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市体育施設条例施行規則(昭和 60年奈良市教育委員会規則第 7号)の一部を次のように改正する。

第 3条の見出しを【使用承認の申請】に改め、同条第 1項中「使用許可を」を「使用承認を」に、「体育施設使用許可申請書」を「体育施設使用承認申請書」に改め、同条第 2項中「使用許可」を「使用承認」に改める。

第 4条の見出しを【使用承認】に改め、同条第 1項中「使用許可」を「使用承認」に、「許可印」を「承認印」に改め、同条第 2項中「使用許可」を「使用承認」に改め、同条第 3項中「許可」を「承認」に改める。

第 5条の見出しを【承認書等の携帯】に改め、同条中「使用許可」を「使用承認」に、「許可書等」を「承認書等」

に改める。

第 6 条中 「使用許可」を 「使用承認」に、「その許可」を 「その承認」に改める。

第 7 条の見出しを 【特別設備の承認申請】に改め、同条第 1 項中 「体育施設内部設備許可申請書」を 「体育施設内部設備承認申請書」に、「その許可」を 「その承認」に改め、同条第 2 項中 「許可を」を 「承認を」に、「体育施設内部設備変更許可申請書」を 「体育施設内部設備変更承認申請書」に改める。

第 8 条第 2 項中 「許可申請及び許可」を 「承認申請及び承認」に改める。

第 9 条第 1 項中 「許可書等」を 「承認書等」に、「使用許可を受けた後に許可」を 「使用承認を受けた後に承認」に改め、同条第 3 項中 「許可書等」を 「承認書等」に改める。

第 10 条第 2 項中 「許可印」を 「承認印」に改める。

第 11 条第 2 項中 「許可書等」を 「承認書等」に改める。

第 13 条中 「許可」を 「承認」に改める。

別表第 1 中

午前 9 時から午後 9 時まで	を	午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前 9 時から午後 10 時まで	に、
午前 9 時から午後 5 時まで		午前 9 時から午後 5 時まで	

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、柏木球技場は、午前 9 時から午後 9 時まで	を	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、柏木球技場は、午前 9 時から午後 9 時まで、奈良県月ヶ瀬健民運動場及び奈良市都祁球技場は、午前 9 時から午後 10 時まで	に改める。
--	---	---	-------

別記第 1 号様式中 「体育施設使用許可申請書」を 「体育施設使用承認申請書」に、「奈良市教育委員会 様」を 【(あて先)奈良市教育委員会】に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可印」を 「承認印」に改める。

別記第 2 号様式中 「体育施設使用許可申請書」を 「体育施設使用承認申請書」に、「奈良市教育委員会 様」

を 【(あて先)奈良市教育委員会】に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可印」を 「承認印」に改める。

別記第 3 号様式中 「体育施設使用許可申請書」を 「体育施設使用承認申請書」に、「奈良市教育委員会 様」を 【(あて先)奈良市教育委員会】に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可印」を 「承認印」に改める。

別記第 4 号様式中 「体育施設使用許可申請書」を 「体育施設使用承認申請書」に、「奈良市教育委員会 様」を 【(あて先)奈良市教育委員会】に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可印」を 「承認印」に改める。

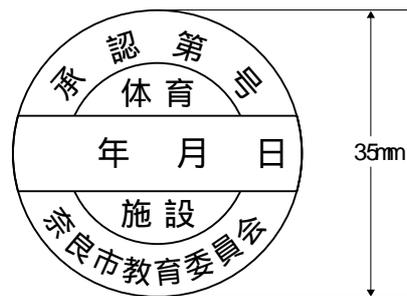
別記第 5 号様式中 「体育施設使用許可申請書」を 「体育施設使用承認申請書」に、「奈良市教育委員会 様」を 【(あて先)奈良市教育委員会】に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可印」を 「承認印」に改める。

別記第 5 号様式の 2 中 「体育施設使用許可申請書」を 「体育施設使用承認申請書」に、「奈良市教育委員会 様」を 【(あて先)奈良市教育委員会】に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可印」を 「承認印」に改める。

別記第 5 号様式の 3 中 「体育施設使用許可申請書」を 「体育施設使用承認申請書」に、「奈良市教育委員会 様」を 【(あて先)奈良市教育委員会】に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可印」を 「承認印」に改める。

別記第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第 4 条関係)



別記第 10 号様式中 「体育施設内部設備許可申請書」を 「体育施設内部設備承認申請書」に、「奈良市教育委員会 様」を 【(あて先)奈良市教育委員会】に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可印」を 「承認印」に改める。

別記第 11 号様式中 「体育施設内部設備変更許可申請書」を 「体育施設内部設備変更承認申請書」に、「奈良市教育委員会 様」を 【(あて先)奈良市教育委員会】に、「許可を」を 「承認を」に、「許可の」を 「承認の」に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可印」を 「承認印」に改める。

別記第 13 号様式中 「奈良市教育委員会 様」を

【あて先）奈良市教育委員会」に、「許可の年月日」を「承認の年月日」に、「使用許可」を「使用承認」に、

「

許 可 印

」を「

承 認 印

」に改める。

別記第 14号様式中「奈良市教育委員会 様」を【あて先）奈良市教育委員会」に、「許可申請」を「承認申請」に、「許可年月日」を「承認年月日」に、「許可書」を「承認書」に改める。

別記第 15号様式中「奈良市教育委員会 様」を【あて先）奈良市教育委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、一部を修正して使用することができる。

(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 8 号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則(昭和 61 年奈良市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、プールの供用日は、7月 21日から 8月 31日までとする。

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、プールの供用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

第 3 条の見出しを【使用承認の申請】に改め、同条第 1 項中「使用許可を」を「使用承認を」に、「コミュニティスポーツ施設使用許可申請書」を「コミュニティスポーツ施設使用承認申請書」に改め、同条第 3 項中「場合」の次に「及びスポーツ施設のプールを使用する場合」を加え、「使用許可」を「使用承認」に改める。

第 4 条の見出しを【使用承認】に改め、同条第 1 項中「使用許可」を「使用承認」に、「許可印」を「承認印」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前条第 3 項の申請があつた場合において使用許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、体育室の個人使用にあつてはコミュニティスポーツ施設個人使用券(別記第 3 号様式)を、プールにあつては別に定める使用券を

申請者に交付する。

第 5 条の見出しを【承認書の携帯】に改め、同条中「使用許可」を「使用承認」に、「許可書等」を「承認書等」に改める。

第 6 条中「使用許可」を「使用承認」に、「その許可」を「その承認」に改める。

第 7 条第 1 項中「許可書等」を「承認書等」に、「使用許可を受けた後に許可」を「使用承認を受けた後に承認」に改め、同条第 2 項中「許可書等」を「承認書等」に改める。

第 8 条第 2 項中「許可印」を「承認印」に改める。

第 9 条第 2 項中「許可書」を「承認書」に改める。

別記第 1 号様式中「コミュニティスポーツ施設使用許可申請書」を「コミュニティスポーツ施設使用承認申請書」に、「奈良市教育委員会様」を【あて先）奈良市教育委員会」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可印」を「承認印」に改める。

別記第 2 号様式中「許可」を「承認」に改める。

別記第 5 号様式中「許可の年月日」を「承認の年月日」に、「使用許可」を「使用承認」に、

「

許 可 印

」を「

承 認 印

」に改める。

別記第 6 号様式中「奈良市教育委員会様」を【あて先）奈良市教育委員会」に、「許可申請年月日」を「承認申請年月日」に、「許可年月日」を「承認年月日」に、「許可書」を「承認書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、一部を修正して使用することができる。

(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 9 号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則(昭和 53 年奈良市教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条保健係の部分の第 5 号を次のように改める。

- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

第 6 条庶務係の部分の第 7 号を次のように改める。

(7) 文化財保存公開施設の管理に関すること。

第 6 条調査係の部分の第 4 号を次のように改める。

(4) 歴史資料及び行政資料等の調査、収集、整理、保存、公開等に関すること。

第 10 条の表中

学 校	教育総務部		を
学 校	教育総務部		に、
学校給食センター			
菅原はにわ窯公園	社会教育部	文化財課	を
菅原はにわ窯公園	社会教育部	文化財課	に
文化財保存公開施設			

改める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1 日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 14号

平成 17年 3月 31日現在における奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の 2 分の 1 の数は、次のとおりです。

平成 17年 3月 31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 第 1 選挙区 1,556人
- 第 2 選挙区 1,615人
- 第 3 選挙区 1,671人
- 第 4 選挙区 2,040人

(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 15号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 28条の規定により、平成 17年 3月 30日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 3月 31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日
平成 17年 3月 31日

- 2 抹消した者の氏名等
別冊のとおり

別冊省略

(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 16号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 30条の 11第 2 号の規定により、平成 17年 3月 30日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 3月 31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日
平成 17年 3月 31日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 17号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成 17年 3月 31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成 3年奈良市選挙管理委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

選挙公報の様式及び掲載文を掲載する候補者 1 人当たりの紙面の大きさは、選挙の都度委員会が定める。
別記第 5 号様式を削る。

附 則

この規程は、平成 17年 4月 1 日から施行する。

(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 18号

奈良市の投票区について（平成 9 年奈良市選挙管理委員会告示第 34号）の一部を次のように改正し、平成 17年 4 月 1 日から施行します。

平成 17年 3月 31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

第 2 投票区の項中「440番地の 4」を「440番地」に改め、第 78投票区の項中「437番地」の次に「472番地」を加え、第 86投票区の項の次に次のように加える。

第 87投票区	月ヶ瀬石打
第 88投票区	月ヶ瀬尾山
第 89投票区	月ヶ瀬長引
第 90投票区	月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬
第 91投票区	月ヶ瀬桃香野
第 92投票区	都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町
第 93投票区	都祁吐山町、都祁こぶしが丘
第 94投票区	都祁白石町
第 95投票区	都祁友田町、蘭生町（223番地、416番地、530番地、668番地、775番地から807番地まで、1,147番地以降）、都祁小山戸町（94番地、688番地）
第 96投票区	針ヶ別所町
第 97投票区	小倉町
第 98投票区	上深川町、下深川町
第 99投票区	荻町
第 100投票区	針町
第 101投票区	蘭生町（第 95投票区に属する区域を除く。）、都祁小山戸町（94番地、688番地を除く。）、都祁相河町
第 102投票区	都祁馬場町

(平成 17年 3月 31日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 6 号

平成 17年奈良市農業委員会臨時總會を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会總會会議規則（昭和 32年奈良市農業委員会告示第 3号）第 2条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 3月 29日

奈良市農業委員長 谷 村 秀 雄

1 日時

平成 17年 4月 6日（水曜日）午前 10時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号
奈良市役所北棟 6 階 第 22会議室

3 議案

(1) 農業委員会協力員の設置について

(平成 17年 3月 29日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第 1 号

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 3月 28日

奈良市議会議長 岡 本 志 郎

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の一部を改正する告示

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱（平成 11年奈良市議会告示第 1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

3 附則第 2 項の規定にかかわらず、月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前に月ヶ瀬村情報公開条例（平成 13年月ヶ瀬村条例第 10号）に規定する実施機関のうち議会の職員が作成し、保有し、又は取得した情報については、次に掲げるものを市議会の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この要綱の規定を適用する。

(1) 平成 14年 4月 1 日以後に作成し、保有し、又は取得した情報

(2) 平成 11年 4月 1 日から平成 14年 3月 31日までの間に作成し、保有し、又は取得した情報で、目録が整備されたもの

4 附則第 2 項の規定にかかわらず、編入日前に都祁村情報公開条例（平成 15年都祁村条例第 24号）に規定する実施機関のうち議会の職員が作成し、又は取得した行政文書については、平成 16年 4月 1 日以後に作成し、又は取得したものを市議会の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この要綱の規定を適用する。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 1 日から施行する。

(平成 17年 3月 28日揭示済)